

第 3 7 回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和 7 年 9 月 4 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分～午後 1 2 時 0 0 分			
開催場所	新潟市役所ふるまち庁舎（古町ルフル） 4 階 4 0 1 会議室			
	委 員 氏 名	出・欠		備 考
会長	岡 崎 篤 行	出		
会長職務代行	橋 本 学	出		
	棒 田 恵		欠	
	松 井 大 輔	出		議事録確認
	増 子 和 美	出		
	寺 尾 昌 樹	出		
	小 川 峰 夫	出		
	久 保 有 朋	出		
	阿 部 和 志	出		
	佐 藤 奈 美	出		議事録確認
	榎 本 実起子		欠	
	山 田 律 子	出		
	荒 川 義 克		欠	
	内 山 三千代	出		
	藤 山 里 美	出		

(司 会)

ただいまから第 37 回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、まちづくり推進課長の高島よりごあいさつ申し上げます。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長の高島でございます。本日は災害級の猛暑が続く中、景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、景観計画特別区域の指定に向けまして、古町花街地区の良好な景観形成の取組について、パブリックコメントの前に皆様にご意見を伺いたいと考えております。古町花街地区につきましては、今年 1 月の審議会で委員の皆様にご意見を伺い、その後、今年 6 月に住民説明会を開催いたしまして、地域の方々のご意見を伺った中で、景観計画特別区域の指定に向けた取組を確実に進めているところでございます。

本日は、前回の審議会における委員の皆様や説明会での地権者の皆様からのご意見を踏まえまして、修正等を加えた内容をご説明させていただきたいと考えております。本市としましては、本日の審議会で改めて皆様にご意見を伺いまして、特別区域の指定に向け、パブリックコメントの手続きに進んでいきたいと考えております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、本日の会議出席状況を報告いたします。新潟大学准教授の棒田恵様、公益社団法人新潟県建築士会の榎本実起子様、一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の荒川義克様の 3 名におかれましては、本日、ご欠席であることを報告いたします。つきまして、本日の審議会は、15 名の委員のうち 12 名の方々がご出席でございます。新潟市景観審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、委員定数の半数以上が出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、事務局より自己紹介をさせていただきます。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

まちづくり推進課の五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

会議に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認をお願いいたします。

まず、次第、第 18 期新潟市景観審議会委員名簿、資料 1「古町花街地区の良好な景観形成の取組について」、資料 2「新潟市景観計画特別区域 古町花街地区（案）」、資料 3「新潟市景観計画新旧対照表（案）」、資料 4「新潟市景観条例 一部改正（案）」、資料 5「新潟市屋外広告物条例施行規則 一部改正（案）」、加えて、受付で配付させていただきました本日の座席表でございます。資料に不足等ございましたら、お声がけいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、会議の進め方について説明をいたします。本会議は、議事録作成のために録音をしております。ご発言の際には、係の者がマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。なお、本会議は公開することになっております。作成した議事録はホームページなどに掲載させていただきますのでご了承願います。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。岡崎会長より議事の進行をよろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。

撮影の希望はないですね。

今日はけっこう細かい規制の内容がまたいろいろあるのですけれども、もう少し、大きく見れば新潟の景観にとって大事な古町を良くしていこうと。ひいては新潟市の活性化に結びつくようにという趣旨だと思うのですけれども、新しく新潟市のほうでは歴史的な建物を活用するための補助金制度などもご存じですかね。始まっておりますし、そういったいろいろな事業と組み合わせてやるという前提での中の一つととらえていただければ幸いです。

それでは、早速ですけれども、内容に入っていきたいと思いますが、その前に議事録を確認するための委員を、今日は松井委員と佐藤委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の中身ですが、今日は意見聴取という位置づけになっておりまして、1 件、資料の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局のまちづくり推進課の塩谷です。よろしくお願いいたします。それでは、古町花街地区の良好な景観形成の取組についてご説明いたします。資料1、もしくはスクリーンをご覧ください。

はじめに、古町花街地区の景観計画特別区域指定に向けたスケジュール（案）についてご説明いたします。

現在、古町花街地区においては、景観計画特別区域の指定に向けた取組を進めてきており、これまでに、前回の第36回景観審議会でのご審議や、地元関係者への説明などを進めてまいりました。今年の6月には、地元関係者への住民説明会を開催し、ご意見をお聞きしながら検討を深めてきております。今後のスケジュールとしては、本日の審議会にて、皆様からご意見をお伺いした後、必要な修正を行ったうえで、10月頃よりパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様のご意見を伺いたいと考えております。その後、市民意見を反映したうえで、都市計画審議会への意見聴取及び再度、景観審議会を開催し、諮問、答申を頂きたいと考えております。条例改正につきましては、市議会でのご審議を頂いたうえで、令和8年度中の特別区域の施行を目指しております。

3ページをご覧ください。今回、改正する計画及び条例の概要についてご説明いたします。

まず、新潟市景観計画では、特別区域の方針や区域の範囲、景観形成基準、屋外広告物の制限に関する事項を定める変更を行う予定です。本日の配付資料として、資料2では、古町花街地区の特別区域（案）、資料3では、景観計画の新旧対照表をまとめております。

次に、新潟市景観条例及び施行規則では、古町花街地区の届出対象行為などの規定する改正を行う予定です。資料4として、改正事項をまとめた資料を添付しております。

最後に、新潟市屋外広告物条例施行規則では、古町花街地区の許可申請が必要となる広告物の規模を規定することと、各特別区域の規格基準の表現を見直す改正を行う予定です。資料5として、改正事項をまとめた資料を添付しております。

本日は、お時間の都合上、資料2から資料5の詳細な説明は割愛をさせていただきまして、現在の資料1のスライド資料にてご説明をさせていただきたいと思っております。

前回の審議会からの主な修正事項といたしまして、こちらに記載のない細かい修正も多くございますけれども、主な修正事項をこちらにまとめております。届出対象行為、建築物・工作物の色彩基準、建築物の高さ・壁面位置の基準、特定屋内広告物の基準、暖簾・提灯の色彩基準等を修正させていただいております。

こちらについては、前回の景観審議会でご意見を受けて修正しているものと、住民説明会でご意見を受けて修正しているものがございます。住民説明会では、非常に前向きなご意見もいただくことができて、多くの方にご賛同いただけた結果になったと感じているところ

ろでございますが、おひとかた、建物の高さの基準についてご懸念を示される方もいらっしゃいましたので、そういったご意見を踏まえた再検討を行ったものもございます。詳細については、この後の資料でそれぞれご説明をさせていただきます。

5 ページをご覧ください。これより古町花街地区の特別区域（案）の全体像について、順にご説明いたします。資料の右上に前回の審議会からの修正有無を赤字で記載しております。修正がないものについては、説明を簡略化させていただく部分もございますがご了承ください。また、スライド資料に記載しきれない内容もございますので、詳細な基準案等については、資料2から資料5をご確認いただければと思います。

まず、景観形成の方針についてです。①伝統的花街として歴史的な風情を感じる景観づくり。②新道沿いは、細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓の似合う景観づくり。③東堀・西堀・古町通沿いは、花街の趣を感じつつ、活気ある景観づくり。④オーセンティシティー（本物）を重視した景観づくり。⑤道路空間は、歴史的なまちなみと調和した質の高い景観づくりとしています。

次に、対象区域についてです。対象区域は、赤枠で囲うエリアとして、緑色の範囲を「新道ゾーン」として、特に重点的に景観形成を図るゾーンとして設定しています。新道の道路中心線より 20 メートルの範囲ということで設定をしております。その他の青色の範囲を「東堀・西堀・古町通ゾーン」として、エリア全域で風情の醸成を図るゾーンとして設定しています。二つのゾーニングによって、各ゾーンの特性に応じた景観形成基準を設定することとしています。

7 ページをご覧ください。次に、景観法に基づく届出対象行為についてです。

赤字の部分を前回から修正しています。現行の一般区域では、建物の高さ 15 メートルや延べ面積 1,000 平方メートルを超える大規模な建物や工作物の建設行為などの際に届出が必要となりますけれども、改正後については、「新道ゾーン」では建物規模によらず、新築、増築、改築、移転、道路から見える外観の修繕、模様替え、色彩変更の際に届出が必要となることとしています。外観変更のうち、後ほどご説明いたしますが、特定屋内広告物のみの変更の場合については、1 平方メートル以内の小規模なものとなることから、軽微なものとして届出不要としています。

次に、「東堀・西堀・古町通ゾーン」では、規模の大きいビルなども多くあることから、道路から見える外観の修繕、模様替え、色彩変更のうち、変更部分 10 平方メートル未満の軽微なものについては届出不要としています。これは、他都市での事例などを参考に、軽微な行為に対する除外を検討したものとなっております。

また、木竹、いわゆる植栽については、全域で、道路から見える植栽や伐採を行う際に届出が必要となることとしています。なお、特別区域施行後、すでにある建築物や工作物にすぐに基準が適用されるのではなく、建設行為などを行う際に基準が適用されることとしています。

次に、屋外広告物条例に基づく許可申請の対象についてです。「東堀・西堀・古町通ゾーン」では、現行のまま、自家用広告物で合計 10 平方メートルを超えるものなどが許可申請の対象となります。「新道ゾーン」では、小規模な広告物の掲出に対しても適切に審査を行うため、許可不要で掲出できる広告物の規模を合計 1 平方メートルまで引き下げることであります。なお、特別区域施行後、すでにある広告物にすぐに基準が適用されるのではなく、新規の設置や改造などを行う際に基準が適用されることとしています。

9 ページをご覧ください。次に建築物・工作物の色彩についてです。

前回の審議会で、基調色のうち、無彩色の明度の上限を 9 から 8.5 に下げるべきと、また小壁など部分的に使用される漆くい白色については、適用除外でもいいのではというご意見を頂きました。こちらについて、改めて検討を行いまして、漆くいについては高明度であるものの、つやのない漆くいならではの素材感として歴史的まちなみに調和しているものであり、現代的なつやあり塗装などの高明度の色は、まちなみの中でかなり際立ってしまうことも考えられることから、ご指摘のとおり基準案を見直したものでございます。下段の表に記載のとおり、基調色のうち、無彩色の明度を 8.5 以下とすることとしています。また、適用除外の規定として、着色を施していない漆くいの色彩については適用除外としています。

なお、アクセントカラーについては、前回から修正ございませんが、色相・明度・彩度の制限は行わず、使用できる部分を 2 階以下のみ使用可能とし、2 階以下の見付面積の 5 パーセント以下とすることとしています。

11 ページをご覧ください。次に、建築物の高さについてです。前回の審議会では、右の地図に示す、指定容積率 400 パーセントの 9 番町側では高さ 30 メートル以下、指定容積率 600 パーセントの 8 番町側では高さ 40 メートル以下とし、新道沿いでは 2 階建てに努めるという基準案としておりました。このことについて、住民説明会の中では 2 階建てしか建てられないと、土地の取引価格の影響があるのではというご意見を頂きました。

建築物の高さの制限について、地元関係者の方からご懸念の意見も頂いたことから、基準の考え方について、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

高さ制限の基準案の考え方としては、建築基準法の斜線制限や、現状の建物の高さを考慮して設定しています。まず、左側の新道沿いについては、道路の幅員が狭いことから、建築基準法の道路斜線が適用されると、道路境界付近では 2 階建て相当の高さの制限が、すでに

ございます。また、歴史的な建築物は木造建築であり、そのほとんどが2階建てとなっており、細い路地に2階建ての低層の木造の建ち並ぶ景観が古町花街の特徴であるため、平屋でもない2階建てのまちなみを維持するため、2階建てに努めるという規定にしております。なお、建築基準法では、道路境界から建物を後退するなどにより、緩和できる規定もあることから、建築基準法以上の過度の制限とならないよう、努力義務規定ということで設定しております。

一方、右側の東堀・西堀・古町通沿いでは、道路の幅員が広く、容積率による制限はあるものの、道路斜線制限の適用距離などから、斜線制限自体の高さの上限の設定がないため、現状の建物高さに合わせて上限を設定したものでございます。こちらは、現状の建物の高さの分布から、これ以上突出した建物が建たないような義務規定という考え方としております。

13 ページをご覧ください。ここで建物の壁面位置の基準についても、高さに合わせて考えるべきものであるため、あわせてご説明いたします。前回の審議会では、圧迫感を軽減することを目的に、高さ12メートルを超える壁面は道路中心から10メートル以上後退することとしておりました。新道沿いは、先ほどご説明した道路斜線制限があるため、この基準でも過度な制限とはなりにくかったのですが、新堀など広い道路にも2面接道する角地については、斜線制限の緩和の制度もございますので、建物のプランによっては過度な制限となり得る可能性があるものということになっておりました。角地のことも織り込んで基準案としては検討していたところではあるのですが、住民説明会でのご意見も踏まえて、過度な制限とならないよう、改めて再検討を行いました。

見直しをする壁面位置の基準案の考え方として、新道沿いでは、2階建てに努める高さ制限ということとしておりますけれども、3階以上の外壁は、2階以下の外壁より分節化をして後退することで、2階建てのまちなみのファサードを維持するための壁面の位置の設定としております。

道路斜線制限については、1:1.5の勾配で斜線が上がっていきますが、道路境界際では約6メートル程度の高さとなり、その後、標準的な階高3メートルで想定した際、3階建ての部分については1.8メートル後退するという計算になります。この数字を参考に、木造の1間分である1.8メートルを後退距離として設定しています。

15 ページをご覧ください。建築物の高さと壁面位置の基準（案）についてまとめますと、建築物の高さの基準案としては、こちらは大きな修正はございませんが、新道に面する部分は2階建てに努める基準の趣旨を明確に示すために、「2階建てを中心とした歴史的なまちなみの連続性を維持するため」というような表現を追加いたしました。壁面位置の基準案としては、3階以上の壁面は、2階以下の壁面より1.8メートル以上後退することとし、2階

以下の壁面は周囲の壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界から近接するよう努める、やむを得ず後退する場合は、新道沿いに門や塀の設置に努めるという基準に修正をいたしました。

続いて、建築物の形態意匠についてです。前回の審議会から大きな修正はございませんが、歴史的な建築物では、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原、一般建築物では、まちなみに調和した外観、この地区で使用する自然素材の使用に努めるなどとしています。

17 ページをご覧ください。建築設備についても特段の修正はございませんけれども、建築設備の修景や風情ある夜間景観の演出について記載をしております。

外構・工作物についても特段の修正はございませんが、歴史的な工作物では、建築当初に使用された素材や工法による維持、復原、一般工作物では、歴史的まちなみに調和した外観、新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めるなどとしています。

19 ページをご覧ください。木竹についても特段の修正はございません。全域で適切な維持管理に関することや、新道ゾーンでは樹木の伐採をしないよう努める、この地区の歴史的建築物の前庭に用いられる樹種の選定に努めるなどとしています。

次に、特定屋内広告物の基準（案）についてです。前回の審議会でも窓の内側に設置する広告物の制限についてご意見を頂き、こちらについては新たな基準を追加しております。他都市の事例を参考に、「特定屋内広告物」という名称で今回、新たに定義をいたします。なお、こちらについては、屋外広告物条例に基づく規制ではなく、景観法・景観計画に基づく基準として設けるものです。特定屋内広告物の定義といたしまして、他都市の事例を参考に、①開口部のガラスなどの内側に直接貼付・塗装して屋外の公衆に表示するもの。②建築物の内側に表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって表示するものということとしております。

21 ページをご覧ください。特定屋内広告物の基準（案）の考え方として、屋外広告物の壁面広告の基準と方向性を合わせることにしております。後ほど、屋内広告物の壁面広告の基準（案）についてもご説明いたしますが、新道ゾーンの壁面広告は、高さ4メートル以下、合計1平方メートル以内ということとしておりますので、特定屋内広告物の基準も同様としております。

同じく、東堀・西堀・古町通ゾーンの壁面広告の基準案は、高さ15メートル以下、壁面の面積の4分の1以内としていることから、特定屋内広告物も同様の基準としております。表示内容については、こちらも屋外広告物と同様としておりますが、可変表示式広告物、い

いわゆるデジタルサイネージなどや、点滅・回転・輝度が変化する照明、ネオンなどの照明は使用しないこととしています。

次に、暖簾・提灯の色彩についてです。前回の審議会で、適用除外とする色彩に J I S 規格の慣用色名のえんじ色、藍色などの表現とするのは適切か、というご意見がございましたので、修正を行っております。こちらの基準の意図としては、この地区でも使用されている、いわゆる伝統色である暖簾の藍色、えんじ色、また提灯の白色、赤色、こういった色はマンセル値でいうと、高彩度な色ということになりますので、標準的な色彩のルールに当てはめてしまうと基準外となってしまう。ただ、このような、いわゆる伝統色については、歴史的なまちなみへの調和も期待できることから、こういった伝統色の色が使用できるような基準案ということで、見直しをさせていただいたものでございます。

23 ページをご覧ください。色彩以外の部分も基準案を見直ししているところがありますけれども、まず暖簾については、素材を綿、麻その他のこれらに類する布製として、色の数を有彩色は1色まで、合計3色以内とすることで、素材や色数を誘導することで、一定のまちなみの調和の担保を取ることとしています。その分、彩度としては、慣用色名のえんじ色を最大値として、彩度11以下としています。

次に、提灯については、地の色を白色または赤色に限る、和紙の素材色についてはこの限りではない、としていますけれども、また色数を、有彩色は1色まで、合計3色以内とすることで、伝統的な色彩のものに誘導することとしています。また、提灯については、古町花街地区において規格基準を設定するにあたり、許可の期間を、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーンと同様に3か月以内と、屋外広告物条例施行規則にて規定することとしています。

その他の屋外広告物の基準案については、細かい修正はございますが、大きな修正はございません。まず、全域で、非自家用広告物の禁止、可変表示式広告物、いわゆるデジタルサイネージなど、投影広告物、いわゆるプロジェクションマッピングなど、現代的な広告物の禁止などを行っています。新道ゾーンでは、屋上広告やのぼり旗などの広告形状の禁止、1営業所等につき総表示面積を3平方メートル以内などとしています。

25 ページをご覧ください。新道ゾーンにおける広告種別ごとの規格基準として、こちらでも大きな修正はございませんが、それぞれ簡単にご説明いたします。突出広告については、個数を1基まで、面積合計1.5平方メートル以内、高さを6メートル以下、外壁からの突出幅を1メートル以下とし、地の色などで使用できる色彩や色数についても規定をしています。壁面広告は、面積を合計1平方メートル以内、高さ4メートル以下、壁面に直接塗装しないことなどとしています。

野立て広告は、面積を合計 2 平方メートル以内、高さ 2 メートル以下、道路境界から 0.3 メートル以上後退などとしています。はり紙・はり札などは、はり紙・はり札・立看板等の合計で 10 個以内、同じ内容のものを複数掲示しないなどとしています。立看板等については、面積を合計 1.2 平方メートル以内、高さ 1.2 メートル以下、合計の個数を 10 個以内などとしています。各基準案については、スライドの資料では記載しきれない部分がございますので、必要に応じて資料 2 の詳細な基準（案）をご確認いただければと思います。

27 ページをご覧ください。最後に屋外広告物の規格の表現の見直しについてです。特別区域における屋外広告物の規格基準について、こちらは信濃川本川大橋下流沿岸地区を例に記載しておりますが、現行の表現では、新潟市告示として、屋外広告物条例の別表 1 に次の基準を加えるということとしておりまして、屋上広告を高さ 10 メートル以下とするなどの規格を定めております。下段に示す別表第 1 では、全市共通の広告物の規格が定められておりまして、例えば屋上広告では、高さ 15 メートル以下、地上からの広告物等の設置する箇所までの高さの 3 分の 2 という規格となっております。別表第 1 と告示で追加した規格を見比べて、二つの規格を溶け込ませて解釈するという必要がこれまではございましたけれども、古町花街地区のようなきめ細やかな規格を定めようとした際、このような「加える」という表現では、基準の読解も困難となるおそれがあることから、規格の表現を見直したいと考えております。

見直し後については、赤字で示す景観計画に一つの表としてまとめる表現としています。例えば、先ほどの信濃川本川大橋下流沿岸地区の屋上広告の高さでは、溶け込み後の「地上からの高さ 10 メートル以下」という規格だけが表現されたものとなっております。このような表現の見直しについて、今回の改正を機会に、すべての特別区域において表現の修正を予定しております。また、表現の修正に合わせて、屋外広告物条例の施行規則の一部修正を予定しておりまして、こちらについては、資料 5 に記載をしております。表現の見直しについては、スライドの資料だけではなかなか分かりにくい部分もありますので、必要に応じて資料 3 の景観計画の新旧対照表についてもご確認いただければと思います。

長時間にわたりましたが、以上で古町花街地区の特別区域（案）についての説明を終了いたします。はじめにご説明させていただいたとおり、本日、皆様からご意見を頂いたものを踏まえて、必要事項を修正のうえ、パブリックコメントの手続きに入り、広く市民の皆様からご意見を伺う方向で調整していきたいと考えておりますので、その点も踏まえましてご審議いただけますと幸いです。以上で、説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（岡崎会長）

では、ご意見、ご質問等お願いいたします。

(橋本委員)

新潟大学の橋本です。質問というか確認なのですが、広告の面積がありますよね。特定屋内広告、あと野立て広告、これはすべて定められているのだけれども、総和としても、要するに普通の屋外広告物と室内にあるものと野立て、合わせて8ページにあるこの基準1平方メートルを超えないというところになりますよね。ばらばらに設定できるのですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。今のご指摘については、21 ページの特定屋内広告物の面積の部分、こちらで新道では合計1平方メートル以内ということで記載をしているところですが、屋外広告物も合計1平方メートル以内ということで規制をしております、こちらについては、屋外広告物の基準と屋内広告物の基準が、条例が変わってくるということで、屋外広告物については屋外広告物条例、屋内については屋外広告物での規制ができないという観点がありますので、屋内については景観計画のルールで記載しているということになりますので、基準が分かれてしまうという観点がございまして、それぞれで合計1平方メートル以内という考え方で整理をさせていただいております。

(橋本委員)

それでは、両方使うとすると2平方メートルまで、広告が何かしらの形でできるということですね。

(事務局)

今の最大値でとればそういう計算になります。

(橋本委員)

野立ても同じですか。提灯とか。

(事務局)

提灯などを屋内に掲示する場合については、この特定屋内広告物のくくりには全部まとめられますので、合計1平方メートル以内にしてくださいということになります。

(橋本委員)

屋外になれば、屋外広告物になるということですね。分かりました。ありがとうございます。

(久保委員)

公募委員で古町花街の会の久保と申します。前回のまた内容からより中身が充実したなど感じております。特に特定屋内広告物の基準(案)がしっかりと盛り込まれたところがすごく心強く思うのですが、ここについて1点、確認、質問なのですが、基準については、

今の回答でいいかと思ったのですが、定義のところでした、特に②建築物の内側に表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって表示するものというところなのですが、この判断基準はどのように想定しているのかなというところが一つ疑問に思いました。場合によっては、事業者側から、その目的じゃないんだというように意思表示をされたときに、こういう基準で判断しているので、設置者の目的がどうかは関係ないんですみたいなことは言えるのかどうか、その辺り何か考えているところがあれば、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

事務局の塩谷です。特定屋内広告物の②の定義の部分です。内側から表示するものということで、専ら屋外に表示する、こちらの例示はイラストになりますけれども、このような形で例えば、野立ての看板をそのまま屋外に面して設置したり、こういった吊り下げの看板ですとか、いわゆるダブルスキンというような、壁面を内側にまた新たな壁を設けて、そこに看板を設置するというようなものです。こういったものが想定されるかと思います。こちらについては、だれが見ても意図的に屋外に表示しているというものについては、当然、該当するかなというところになってくるかと思いますが、例えば、お店の奥側に設置したものでたまたま向きが窓面のほうに向いているなど、そういったものも考えられるかと思いますが、こちらについては景観法の届出の中での協議の中で、内容については計画を出していただく中で、協議の中で判断させていただく部分も出てくる可能性はあるかと思いますが、趣旨としては明らかに外に向けて表示しているものについては、今回は制限の対象になるということを定義したいと考えております。

(久保委員)

ありがとうございます。恐らく定義を決める際にも参考にいろいろなものをされていると思うのですが、例えば、私は京都市のところを見ると、もう少し余地がないような書き方になっているような気がするのです。窓等の開口部に設けられた窓ガラスの内側に直接、間接的に常時または一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいますと定義して、あまりどういう目的かみたいなどを所持する人がそう主張できるような余地がないように、感じるようなところがあるのですが、その辺りもし、またこの場で解決というものではないと思うのですが、定義として、せっかく今回、景観法の中で、条例の中で位置づけるので、この定義のところも、もう少し加筆をするのか、もしくは先ほど、塩谷さんがおっしゃったように、来てから判断するのがいいのか、改めてご検討を頂ければよろしいかと感じました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。事務局の塩谷です。我々もこちらの特定屋内広告物については、主に進んでいるのが京都市さんと金沢市さん辺りというところで、その他の政令市なども参考にさせていただきながら、検討を進めているところでありますけれども、特に京都市さんなんかは、かなりがちがちというか、細かい定義づけをされているところもあるかというところで、こちらについては金沢市さんの事例が主に近いかなというイメージにはなっておりますけれども、細かく定義をしていくべきかどうかの部分については、頂いたご意見も参考にさせて頂きながら、もう少し検討、検証させていただきたいと思います。基準の趣旨、こちらの定義の趣旨が皆様にしっかり伝わるような形で、定義づけを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

(阿部委員)

公募委員の阿部です。2点ありまして、1点が23ページの新道ゾーンの広告で暖簾・提灯の基準です。こちらの内容の部分で、店名・商標のみの記載とあるのですが、例えば、素人考えではあるのですが、地域に関する文言だったり、例えば、歴史のまちみたいな形で、そういった文言も申請によっては入れられるとなると、一つ地域の中でまた新しいPRにできるのではないかという思いが一つ。こちらの基準で、例えば、この地域の中でイベント等を行った場合に、皆さんで、参加店で暖簾だったり、提灯を下げましょうとなった場合に、こちらの各店舗にプラスして下がることのできるのか。やはりそれも含めて、一つの基準の中で行うしかないのかみたいなことがあって、分からないので教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

事務局の塩谷です。こちらのスライドに記載しきれない部分で、ご指摘の部分がございまして、資料2をご覧いただければと思いますが、15ページの一番下の段をご覧ください。提灯という項目がございまして、こちらの古町花街地区の新道ゾーンの基準の一覧の部分になりますけれども、表示内容の部分を見ていただくと、自家用広告物等、店名、もしくは商標に限る、とすること、括弧書きの中で、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催しなどに係るものについては、この限りではない、というような書き方を、いわゆる適用除外の考え方をこちらに記載させていただいております。今、ご指摘を頂いた、この地域のものを案内するような内容ですとか、あとはイベント等の催し物関係のものについては、この限りでないというような考え方にさせていただいております。ただ、表示内容の適用除外ですので、あくまで表示面積については、例えばイベントのものが表示面積から適用除外されるという考え方には、現時点ではしていないというものになっております。

(阿部委員)

ありがとうございました。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。屋外広告物の基準案なのですが、資料 1 でページ数が 25 です。新道の屋外広告物の色彩基準（案）なのですが、無彩色の明度で 2 以上 9.5 という案なのですが、現在、新道エリアの屋外広告物の色彩を見て回ると、無彩色の場合の下限は、明度が 1.5 という広告物がけっこう多くあるので、それを見ていくと、規模が小さい場合には、周囲との違和感は大きく感じませんでした。今回、規模の規制がかかるということであれば、無彩色の下限のほうは 1.5 まで下げてもいいのではないかと思います。提案をしたいと思いました。ただ、西堀と東堀、古町通の屋外広告に関しては、基準を考えていなくていいのかなという疑問がありまして、特に東堀通というのは、散策していくと建物との間がけっこうひらけた場所があって、古い建物が通りからけっこう見ることができるのです。この区域というのは、アクセントカラーの面積基準も検討されているという点も考えて、それと見て大事にしていきたい建築物というのも、鍋茶屋のタイルとか、レンガ壁の周辺に関しても残していきたいということであれば、そのとなりに大きく目を引く看板等が立ってしまった場合には、やはりそれは景観上、どうなのかなということも考えながら検討していただければと思っております。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。事務局の塩谷です。

まず 1 点目の屋外広告物の色彩の地の色の明度の話になりますけれども、こちらでは今、2 以上 9.5 以下という数字でさせていただいておりますが、新道沿いについては、屋外広告物、今の掲出状況を調査したうえで、ご指摘のとおり、明度の下限については、1.5 のいわゆる黒色の看板、地の色が黒色の看板というのは幾つか掲示されている状況がございます。その中で、こちらについては、建物の色彩のルールが明度が 2 という考え方で、建物の色彩と合わせる考え方にさせていただいていたことから、2 という下限値の設定の仕方とさせていただきましたが、ご指摘の中では、規模の小さい看板については、黒いものもそこまで違和感がないのではないかとのご意見としてございましたので、こちらの明度の下限値については、もう一度、1.5 にするか、2 以上にするかというところを検討したうえで決めていきたいと考えております。

あと東堀通などの看板のルールというところですが、今現状、こちらで細かく 25 ページ以降で記載しているものについては、いわゆる新道ゾーンの基準ということで、全域で適用されるルールといたしましては、こちらの 24 ページに記載しております、非自家用

広告物を制限したり、デジタルサイネージ、プロジェクションマッピングを制限したりというような考え方で、個別の広告物の種類ごとの細かい基準というのは、現在は、細かく検討はしていないというところになりますけれども、こちらについては、特に古町通ですね。やはり商店街というところでの看板の制限というところで考えていきますと、商店街のにぎわいという観点もございますので、こちらについて大きく制限をかけてしまうということについては、商店街の方々のご意見も出てくる可能性もあるということで、商店街のエリアを含むこの青色の東堀・西堀・古町通ゾーンの部分については、全体的なボトムアップという観点での基準の考え方としておりまして、個別の広告物については、今の許可基準のものをそのまま適用しているという考え方としております。ご意見の中で、やはり新道沿いだけではなく、東堀とかの特徴的な景観を守るべきものもしっかり考えていくべきというところのご意見もございました。屋外広告物については、特に許可申請ということで、やはり許可、制限が強いものになってきます。景観法の届出とはやはり少し規制の次元が異なるものというところで認識をしておりますので、こちらについては現状、かなり大規模な広告物も実際、出ているところもございますので、そういったところをかんがみて、特に商店街という観点の中で、そこまでの規制というよりは、全体的な考え方のボトムアップという規制の考え方とさせていただいている部分についてご理解いただければということが、事務局からの意見となります。

(岡崎会長)

許可基準ということで難しいという説明なのですが、一方で一応、新道と比べて商店街、あるいは西堀・東堀通沿いは違うというのはそのとおりなのですが、一方で市のほかのところと全く同じでいいかという気もしなくもなく、一応、古町エリアとして、少しはよくしたいというのは、商店街の方々は思ってたっしやるわけなのです。その辺で、もし何かできることがあるかどうか。あまり細かい基準はもちろん書けないと思うのですが、何か担保できるようなことがあるかどうか、ちょっとご意見等いただければと思います。

(山田委員)

屋外広告美術業協同組合の山田です。今の 25 ページで、突き出しサインですとか、今朝、見てきたときに、突き出しサインとかでテナント用の看板。このように 1 社の看板ではなくて、テナント用の看板が多かったのですよね。そうしたときに、この基準の割り出し方というのをもう少しこういう場合というものも示したほうがいいのかというところがあります。子の場合、一つの看板に対して一つの話で入っていると思うのです。その基準というのはどのようにされるのかなというのは興味があります。

(事務局)

事務局の塩谷です。こちらの各面積などの基準については、あくまで1営業所単位での基準ということになります。ですので、合計1.5平方メートルという書き方については、1営業所の単位での考え方ということになります。事業所が異なるものであれば、例えば、同じ敷地に看板が設置されていたとしても、その建物の中で二つのテナントがあったときに、1.5平方メートル、1.5平方メートルずつ出せるという考え方の整理にしております。

(岡崎会長)

集合看板のとき、どうなのですか。つまりテナントで飲み屋さんがずらっと、一つの看板に10個くらいお店が並んでいたりしますよね。10個か5個でも、何個でも。そういうのはどうなのですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。集合看板のようなものですね。こちらはこのエリアにはございまして、こちら資料2のほうをご覧いただきたいのですが、13ページになります。新道ゾーンの一覧表の中で、この13ページの中段に表示個数というところがございまして、自己の氏名、名称、店名もしくは商標を複数表示する場合は、1の広告物等に集約して表示、設置(以下「集合型」という)とすることということで、複数掲示する場合については、1個にまとめてくださいという考え方、一つにまとめて、看板は集約してくださいという考え方にさせていただいております。その考え方の中で、例えば、野立て広告になりますが、15ページです。最上段の部分に表示面積とあるのですが、(2)集合型は1の氏名、名称、店名もしくは商標につき0.25平方メートル以内というような記載を設けております。この1営業所単位での面積の考え方と集合型にしたときの一つの店名当たりの面積というのをそれぞれまた別に細かく規定をしている中で、集合型であれば、小さい面積でそれぞれ一つの看板の中で店名表示してくださいというような、別のルールの考え方も、少し細かいところでご説明ができなかったのですが、このような考え方のところについても、整理をしているところでございます。

(岡崎会長)

分かりました。よろしいですかね。何かあればどうぞ。

(山田委員)

ということは、この集合型の0.25平方メートルというものがあるということと基準的な感じですか。集合看板の1店舗当たりということでもいいですか。

(事務局)

はい。野立ての部分についてはそうですね。先ほどの14ページの部分については、集合の1店舗当たりが0.25平方メートルで、総表示面積として、集合の1店舗当たりが0.25平

方メートルで、総表示面積として1営業所当たりについては、総表示は2平方メートル以内というような考え方ものになっていますけれども、そのような全体の面積と個別の集合型の面積というのはそれぞれ規定しているというような考え方をしております。

(岡崎会長)

つまり両方きくということですよね。1店舗当たりの大きさがまず0.25で決まっていたうえで、さらに全体として2平方メートル以内。だから単純にいうと8個までということですかね。

(事務局)

8個以上設置する場合は、もう少し細かく刻んでというような感じになります、0.25以内の中で。

(岡崎会長)

0.25であれば8個まで設置できるというイメージですね。

(事務局)

最大のイメージとして。

(橋本委員)

新潟大の橋本です。

これは野立てでルールが入っているじゃないですか。これ壁面の場合は、これも同じように適用していいのか。突き出しや壁面も。

(事務局)

はい。

(橋本委員)

そうすると一つの負担する店舗が持つのですか。それともエリアマネジメントで、どこがその面積を持つのか。設置されている建物に対してかかってくるのか。

一つ例としては、わき道は奥のほうにお店があつて、それを手前側の建物の横に袖看板として集合看板を置いた場合、その許可申請は1店舗といったときに、どこまでの店舗になるのかと。あくまでも設置されている店舗の中での建物の表示面積に合わせなければいけないのか。それとも、奥のほうにある建物の集合看板の用途が手前に出てきているので、奥側の建物も面積に入れて考えるべきなのか。少し難しい問題だと思うのですが。

(事務局)

事務局の塩谷です。資料2になります。資料2の13ページから14ページにかけて、壁面広告の基準ということになりますが、その14ページの一番上の部分に、同じく集合型は

0.25 平方メートル以内というような記載を含めております。こちらの集合型の記載がある部分については集合型の看板のルールが適用されることになります。

それで、一か所にまとめて集合看板を設置することになりますと、その設置者はその一つの看板の設置者ということになりますので、そこに複数のテナントが一緒に載って、設置者としては一つの設置者が一つの敷地内に対して設置する、オーナーみたいな方が看板を集合型で設置するということになると、そちらについては野立てであれば2平方メートル以内で設置してくださいというような、1 営業者当たりのという考え方になってくるので、その中で集合型については、さらに細分化されて、0.25 平方メートル以内という基準が当てはまるということになるので、あくまで許可申請の申請者は、設置者であるオーナーという考え方になってくるかと思います。

(岡崎会長)

すみません、突き出しはどうなのですか。飲み屋街は突き出しの集合がけっこう多いですよ。違いますか。

(事務局)

突き出しについては、現状の分布を見せていただくと、同じ建物ではあるものの、壁面に付いている場合については、それぞれの看板がぶら下がっているというイメージがあるかと思います。野立ての看板で突き出し形状のものとかがあったりするのですけれども、それについてはポールが1本に対して3個の看板がついているようなものがあったりします。こちらについては、ポールを立てている設置者、オーナー的な方がいらっしゃってということになってくるので。

(岡崎会長)

新道はどうかだけでも、東堀とかだと、つまり、ビルに突き出しでずらっとお店が並んでいるのがありますよね。そういった場合のことの質問です。新道でも小規模ならあるような気がしなくもないですけれども、野立てではなくて、いわゆる突き出しでずらっと、よく、いわゆる雑居ビルというやつですよ。あれはどうなりますか。

(事務局)

新道エリアの中については、これは新道ゾーンの基準なので、我々、調査する限りの中では、あくまで壁面に添架される突出看板については、それぞれの看板というような認識では、はい。

(岡崎会長)

というか、つまり、新道でも西堀でもいいのだけれども、突出看板の集合看板はどうなりますかという質問です。要は集合型の規定が突き出しに関しては書いていないように見えたのですけれども、見落としでなければ。

(事務局)

それは今、現状の分布の中からそのような考え方で設定していたのでそうしているのですけれども、突き出しについて、現時点では集合型という定義について、ここでは入れていないので、そういったものが新道ゾーンの中で、やはり、なくすべきだというご意見の中で、集合型をさらに 0.25 平方メートル以内というものを突出広告の基準に含めるということ自体は検討の余地があるかと思います。

(岡崎会長)

禁止するかどうかという話ではないのですけれども、要は、特に東堀だとありますよね。雑居ビルには突き出しでずらっと並びますよね、集合看板。だから、その規定がないのは少し変な気がします。少しご検討願います。新道も、今はないけれども、将来出ないという保障もないので、少しそこはご検討いただければと思います。

どこまで行っていましたか。どうぞ。

(内山委員)

新潟商工会議所の内山です。今までのお話の中で、例えば、店舗、それから住居とか空き家、空いているところについての景観についてはどのように、今後、考えているのかをお尋ねしたいと思います。特に古町通、西堀は空き店舗がけっこうありますよね。あと、新道通り沿いのところで、現在空いているところとか、そのようなものの景観についてはどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

(岡崎会長)

具体的に言いますと、何が問題という視点でのご質問ですか。

(内山委員)

空いているところの店舗について、芸妓さんや景観ということがありますよね、新道通りは特にです。その中で、空いている店舗の管理とかそういうものについては、所有者がやると思うのですけれども、それについての同意とかそういうもの。また、現在、空いているところですぐわないところがあるのかなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

(事務局)

事務局の塩谷です。こちらの古町花街エリアについては、やはりどうしても空き家といいますか、どうしても空いてしまって建物を、例えば、取り壊されるとか、それで空洞化してしまうというような課題もあったり、あとは、テナントが撤退してその後も入らずに看板が

そのまま残ってしまったり白い看板のままになってしまっているという状況があるかと思います。建物の管理の部分は、景観上の規制の中では、少し別の考え方の部分はあると思いますので、あくまでも景観の制限の考え方の中で、そういった建物、例えば、歯抜けになってしまったような建物のまちなみをどうするかとか、テナントが空いてしまって看板が表示されていないものがあつたりというところの中で、何か景観で考えられる対策がないかということ考えて基準のところをご説明させていただきます。

資料２の４ページ、外構の部分と工作物の部分と記載がありますがけれども、例えば、駐車場のようないきスペースの敷地となってしまうと、やはり、どうしても花街の建物が連なるまちなみの保全から、なかなか阻害されてしまう要素がございますので、そういった部分、やむをえず駐車場になることはあるかとは思いますが、そういった部分について、新道沿いについては、外構の基準では、門や塀を設置して、周辺との壁面の連続性に努めるといった景観的な配慮をしてくださいというようなものを考えさせていただいたり、同じく資料２の１３ページになりますけれども、今度は広告物の基準ということになりますが、広告物共通のルールの中の表示又は設置禁止の（４）広告物を設置していない掲出物件については設置を禁止しますという考え方。こちらについては、いわゆる真っ白い、看板が乗っていないような、看板の掲出物件、こういった部分は設置をしないでくださいと。こういったようなものの中で、できる限りそういった空いてしまうものは目に見える要素として、できるだけ景観に配慮していただきたいという考え方を盛り込んだ考え方にさせていただいております。

（岡崎会長）

結局、今の景観法が、基本的には所有者が何かをしたときの話なのですよね。なので、放置していたら何もできないという前提で、多分、おっしゃっているのは、放置がまずいのではないかということだと思います。それで、それは、空き家条例みたいな別の枠組みかもしれないし、景観法の中でできることがあつたりするのですか、何か。

（事務局）

まちづくり推進課の加藤と申します。基本的には、景観法というところと言うと、建物、建築物の範ちゅうの話になりますけれども、岡崎会長がおっしゃったように、基本的には景観法の制限というのは、改修ですとかそういったところを前提として、それに対して基準に合っているかをチェックして、合っていなければ指導するという流れになっておりますので、現実的に、なかなか、維持管理みたいなものを規定するのは、これも会長おっしゃったとおり、空き家特措法などがございます。そういったところでの指導なりという側面は、日本の法令の中では対応できるのかなと思います。

それから、これは国にも過去に確認したことがございますけれども、いわゆる適正に維持管理してくださいというような基準です。こちら、今回で言いますと資料2の4ページにつきましては、一応、一番下、木竹というところで、既存の植栽は、適切に維持管理することというような形で書いてはいるのですけれども、国に確認して、そういった維持管理の基準を書いていいかということで確認したうえで、問題はないということでしたが、書いても、実際、行為を行ったりするときにチェックするという仕組みになっていますので、放置することをなかなかチェックする、あるいはそれに対して指導するというシステムが、景観法上、用意されていないところで、実質、基準を設けたとしても、なかなかそれに対して強く指導するというのはなかなか困難な、景観法上の問題なのかもしれませんけれども、そのような状況になっているところで、建物につきましては、その辺の維持管理という部分は、今回は設けていないところになります。

(事務局)

まちづくり推進課高島です。ただいまの話の中で、維持管理が行き届いていないということから、景観上よろしくないのではないかなという話だと思うのですが、先ほど加藤から話があったように、空き家特措法であったりというような部分を所管していますが、建築部で所管して指導しております。そういった部署とも連携しながら、景観面及びそういった空き家というような面から連携しながら、その所有者の方に働きかけていくというように今、考えてはおります。

(岡崎会長)

また手続き、その辺もご検討いただければと思います。

(小川委員)

建築家協会の小川です。全体的な印象としまして、建築の高さですとか特定屋内広告物、屋外も含めてですけれども、定量的に押さえられることが可能な項目については、修正はあったものの、きちんと押さえたのではないかなというように感じております。それで、数字で抑えることも重要だとは思いますが、限界があるというか、必ずもれるようなことがあるのです。そう考えますと、やはり、定性的に書いておくことはけっこう重要で、最終的には、協議によって決めることになるのだと思います。大事なことは、まちの価値向上というのが個々の価値向上につながるという考え方をきちんとご理解いただく中で、皆さんでいいまちを作っていくということなのだと思います。

そこで、協議を行うときはどのようにされるのか。新潟市には景観アドバイザー制度等もありますので、その辺も含めて教えていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

事務局の塩谷です。景観法については、届出という規定の中で、まず、建設行為があったときに届出を市に提出いただいて、それから着工という形になりますけれども、その基準を審査して、事業者とやり取りするという部分については、部署は都市計画課が所管しているところではありますけれども、こういった特別なエリアの届出のものに関しては、我々まちづくり推進課も一緒に連携して、細かい部分を確認させていただきながら、景観アドバイザーの先生方にもご相談差し上げて、必要な協議をさせていただいているという手続きを取らせていただいております。ほかの特別区域についてもそのような形で対応しております。こちら、古町花街についても、主なそういった細かい協議の部分についてはアドバイザーの皆様からも必要なご意見をいただきながら助言または指導していきたいというようには考えております。

(小川委員)

ありがとうございます。

(岡崎会長)

確認なのですが、一応、特別区域内の届け出物件は全部アドバイザーにかけているのですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。基本的には、都市計画課の判断の中で、すべてを諮っているかどうかというのは、すべてではない可能性があるのですが、基本的には、やはり、細かくチェックしなければいけない特別なエリアということにはなっていますので、ご相談しているケースが多いかと思います。

(岡崎会長)

分かりました。ありがとうございます。

今のご質問に関連してなのですが、本当におっしゃるとおりで、全部のケースを書くことができないので、想定外のことがいろいろ発生する中で、全体的な方針が大事だと思うのです。なじらね協定などでは、一応、全体的な項目みたいなものを作って書いてあることもあったような気もするのですが、一般には、運用上あまり、難しいこともあって、結局、項目に細分化したことしか書かないことはよくあるのですが、本当に大事なのは方針で、意匠のところに関しては方針が書いてあるのですが、この書き方だと意匠だけに適用されるように見えなくもないので、本当は意匠にかかわらず全体として、やはり調和しているかどうかというのが大事であって、それは結局、何というのですか、数値化できないので、ケースバイケースで協議するしかないですが、何かそういう全体的な方針みたいなものが、景観計画のどこかには書いてあるのかな。それでも、ちょっと逆にそっちは

今度は抽象的すぎるかもしれない。そういう何か全体的な方針的なものがどこかに書けないか、少しご検討いただければと思います。

例えばなのですけれども、先ほどの壁の色の明度とかの話で、漆くい白はとりあえずいいのではないかと。確かに漆くいは自然素材だからそれを禁止する必要はないと思うのですけれども、ただ、では、漆くいで白にするのはいいとも言えなくて、実際には大きな面積を白漆くいで塗るというのは、古町にはないのです。それで、やはり、皆さん顔料を混ぜて少し黄色がかったりベージュがかったりするというのをずっと伝統的に、あるいはグレーとか。西のほうだと白漆くいというのがありますけれども、新潟はそういうものは基本的に少ない。だから、白はだめとは言えないのだけれども、かといっていいとも言えないという難しいところです。そういうこともあって、地域の特性とか景観に寄せるみたいな、一応、そういうことを担保できるような仕組みになっているのがいいかなと思うのですけれども、実際にはなかなか難しいとは思いますが。少しご検討、そこら辺もいただければと思います。

(事務局)

事務局の塩谷です。景観形成の大きな方向性は、資料1の5ページになりますけれども、あくまで大きな方向性というところから、細かい景観の要素ごとの方向性というのが、なかなかここでは読み取れないというところについてはご指摘のとおりというところです。

先ほど、高さの部分でのお話をさせていただいたところがありますけれども、こういった赤字で記載のまちなみの連続性を趣旨としているというところの、枕詞的な部分です。こういったものは、「2階建てに努める」とだけ書いていると、その意図が事業者に伝わらないところもあるかなというところも、今回、ご指摘を踏まえてこういった言葉を記載したところもございます。こういった部分で、それぞれの細かい基準ごとにそういった基準の方針といたしますか意図をもう少し皆様にもお伝えできるような表現ができるものがないかどうかについては、基準の中身を変えるというよりも、そういった意図がもう少し伝わるような表現というものも、もう少し加えられるように検討したいと思います。

(岡崎会長)

ありがとうございます。ちなみに、先ほど出たいくつかの方針は、どこかに記載されるのですか。これです。これはどこかに記載されるのでしょうか。

(事務局)

こちらは景観計画の中に表現されるものになります。

(岡崎会長)

ありがとうございます。これはちなみに、資料2でいうと。

(事務局)

資料2でいうと、1ページの再下段のところです。2ページにかけての部分になります。

(岡崎会長)

分かりました。ありがとうございます。

(松井委員)

新潟大学の松井です。細かな修正、どうもありがとうございました。

私から質問が2点ありまして、今、岡崎会長がおっしゃったところの調和というところを大きく考えれば些細なことかもしれませんが、2点伺います。1点目が、スライドの23ページの提灯のところのすけれども、提灯に関しては突き出し看板のような形で、個数の制限というのは必要ないのかなということに少し疑問がありました。というのも、例えば、20センチ四方の小さな提灯を軒下にずらっと並べると、1平方メートル以内だと20個以上並べられてしまうことも想定されます。それが古町花街の新道の景観にふさわしいのかどうかという辺りが、今の基準だと守り切れないのではないかなと、少し思った次第です。それで、共通の基準の表示個数のところで担保できているのかもしれませんが、少しその辺りを教えていただきたいと思います。

2点目は、今日の説明と直接は関係しないところなのですが、高さや壁面位置の話の辺りなのですが、間口とかは基準になってこないのかなと、形態の中で。例えば、新道沿いに、仮にけっこう広い間口の空き地ができて、そこに建物が建つことになったときに、仮に2階建ての高さだとしても、ずらっとのっぺりとした壁面ができてしまうと、新道の景観に合うスケールではなくなってしまうような気がしまして、基準を一応全部見たつもりではあるのですが、そういう記載がなかったのも、そういう検討をなされているのかどうかを伺いたいです。

(事務局)

事務局の塩谷です。まず、1点目の提灯などの表示個数の制限というところでは、表示個数については、看板ごとに規定しているものと規定していないものとございますけれども、考え方としては、あくまで合計の表示面積が、今回の古町花街については全体的にかなり小さい面積になってきておりますので、例えば、提灯でいきますと、合計が1平方メートル以内という考え方をしていきますけれども、一般的な提灯のサイズ感でいくと、今、古町花街に掲示されている「ふるまち花街」提灯というものについて、大体、約0.4平方メートルくらいのサイズ感になってきます。あれくらいのサイズ感の標準的なものでいくと、自ずと、せいぜい2個ないし、もう少し小さいと3個くらいというイメージになってくるのですが、実質、面積の中で現実的なサイズを考えていくと、自ずと個数もそれくらいの制限になってくるという部分については、敢えて個数までは規定していないという考え方をしており

ますけれども、意図して、例えば、0.1 平方メートルの提灯を 10 個並べると、本当に小さいような提灯です。こういったものを 10 個並べるという計画をお考えになったときに、では個数で 3 個以内という制限を、個数という考え方を設けるのか、それとも面積、合計 1 平方メートルを超えていないのであれば、そもそも景観に与える影響が少ないという考え方で、個数まで制限するべきではないのかというところについては一つの議論はあるかなというように考えておりますけれども、現時点で、個数の制限については、提灯のようなものについては、そこまでのものとしてイメージとしては考えていないというところではございました。少しそういったリスクがある、個数が、小さいのがたくさん並ぶことによってリスクが出てくるというものについては、やはり検討する必要はあるのかなというようには考えております。

あと、2 点目の間口が広い場合に、のっぺりとしたような 2 階建てが連なると、景観上支障があるのではないかというご意見です。あくまで現状の敷地割から考えたときには、そもそも間口が狭い敷地割になっているので、そういったもの自体は考えにくい部分はあるかと、一般的な建築計画の中でということで、今、敢えてそういうような制限というものは現時点では考えていないところになりますけれども、例えば、複数の敷地を一つにまとめて大きな開発をしていくということが今後、生じてきたときに、2 階建てに努めるという基準だけでいいのかという部分について、将来的なそういった大規模な開発を意図して想定して考えてくると、例えば、そこで間口のスパンごとに何か分節化するような基準があったらいいのかとか、そういったものも考えられる部分はあるかなとは思われます。その辺を少し細かく検証するべきかどうかというところの議論になってこようかとは思います。

(松井委員)

ありがとうございます。今のお話のところ、おっしゃるとおりかなというところで。とはいえ、地区内に三業会館の跡地も、それなりに広い敷地もありますので、そこに仮に集合住宅が建つとかといったことになったときに、あまり考えられないのかもしれませんが、可能性としてはあるということで、少しご検討いただければよいかなと思います。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。資料 1 の 26 ページになるのですが、はり紙・はり札の表示面積の基準というものが、後ろのほうの資料 2 に書かれてはいたのですが、資料 1 のほうは合計 10 個以内という形で書いてあります。これは掲示する面積とか、密集で張られた場合にはかなり違和感が、10 枚となるとけっこうな枚数になるのですが、かなり違和感があるのではないかと感じます。はり紙とかポスターというのはけ

っこう簡易的な部分もあるので、少し密集して張られたりとか狭い面積に密集して張られたりすれば、かなり雑多な印象となりえるのではないかと思います。

あと、屋内広告も同じように、こちらは先ほどけっこう議論があったのですが、ポスターとかが張られてもいい形にはなっていますけれども、写真広告など、今後、もう少しほかの同じような地域の基準等を照らし合わせて考えていただければなと思っております。

(事務局)

事務局の塩谷です。まず、はり紙類の表示個数という制限ですけれども、立看板等を含めて合計 10 個以内という規制にしております。実際にエリアを見ていただくと、やはり、店舗を営まれている方が多いエリアということになりますので、大小かなり細々と、実際、シール類については、例えば、クレジットカードが使えるような、3センチ角くらいのシールとかそういったものも、やはり、屋外広告物に該当するという定義になってまいりますので、そういった本当に細かい部分を数えていくと、けっこうな数になる営業所も中にはあるというところですよ。こちらについては、10 個以内というのが許可不要で出せるという一つのラインになっておりますけれども、許可不要のラインの中で合計個数については 10 個という考え方にさせていただいているところです。

もう 1 点、写真でしょうか、広告の中での写真を使うかどうかというところについては、こちらは資料 2 の 13 ページの部分で、新道のルールの中では、中ほどの部分に記載があるのですけれども、表示内容というところで、写真を使用しないことと。ただ、いろいろはり紙、はり札等でどうしてもメニューを表示したり写真を表示するという簡易的なもの、あとはポスターなどイベント関係で使われるものについては、やはりどうしても写真も考えられるかと思いますので、一定の適用除外というものは設けておりますけれども、原則大きな写真を壁面広告に使うなど、そういったものについては、今回、制限をかけるという考え方にさせていただいております。

(岡崎会長)

はり紙の件は、確かに個数だと難しそうですねけれども、合計面積を決めたりできないのですか。そこら辺も含めて、少しご検討いただければと思います。何かありますか。これはなぜ面積を書かなかったかという、何か理由があったりするのですか。

(事務局)

資料 2 の 16 ページをご覧くださいと、はり紙、はり札の合計面積については、はり紙については 1.5 平方メートル以内、はり紙については合計 1 平方メートル以内と。かつ、合計個数が規定されているということです。

(岡崎会長)

失礼しました。分かりました。パワーポイントしか見ていなかったもので、こちらには書いてあるのですね。それがあれば、一応担保されているということですね。分かりました。

(山田委員)

28 ページに行っていていいでしょうか。広告物の高さの基準が書かれていると思うのですけれども、これが地上から 10 メートル以下ということで変更されるようなのですけれども、実際、川沿いにある建物は 10 メートル以上のものが多いので、屋上広告塔とかそういったものが 10 メートル以下で建てられるかどうかというところ。今までは地上から高さ 48 メートル以下という基準があったと思うのですけれども、それが今回、新しくなると記載されないことになるのでしょうか。要は、看板の高さが 15 メートルから 10 メートルになったということではなくて、地上から 10 メートルという基準に変わったと解釈していいのですか。

(岡崎会長)

すみません、何ページですか。

(事務局)

資料 1 の 27 ページと 28 ページの部分でしょうか。

(山田委員)

はい。

(事務局)

こちらについては、すでにこのルールになっているところですが、27 ページの真ん中の部分の、新潟市の告示が令和 6 年 4 月に施行された基準になりますが、信濃川の川沿いの地区を、景観計画を変更した際に、現行の別表第 1 の高さ 48 メートルと、あと、15 メートル、かつと、この青字の部分の基準を変更して、信濃川に着いては高さ 10 メートル以下とするというような屋上広告の規定を新たに改正いたしました。これは令和 6 年 4 月時点のものになります。なので、こちらの内容を今回、改正するというわけではなくて、すでに改正されているこの部分を 28 ページの部分で溶け込ませて表現を修正するというだけです。あくまで表現の修正ということになります。

(山田委員)

今現在、高さ、高い広告物があるではないですか。そういったものに関しては、どのような対応になるのですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。令和 6 年 4 月から改正したルールですが、その前時点で高さ 10 メートルを超える広告物が設置されているものも多くございます。もともとのルールでその許可ができる広告物だったので。こちらについては、新たに設置するような場合とか、

古町花街でも書いてありますけれども、改造行為を行う場合などで、要は、新たな許可申請ないし変更許可申請が必要になるような広告の計画をされる場合については新たな基準が適用されるということになりますけれども、現行の看板としてそのまま残るということであれば、それはあらかじめその前の基準で許可されたものなので、そのまま設置していても問題はないということになります。

(山田委員)

細かくて申し訳ないのですが、補修工事があったとか、賃貸でテナントが替わったとか、そういったときに表示を変えたり、少し腐ってきたから面板を交換しようというのは、該当するのですか。

(事務局)

いわゆる軽微変更に当たる部分については、変更許可申請に当たらない部分になりますので、表示内容の変更というのは軽微変更ということで、変更申請は該当しないことになりますので、それについて、基準の適合を求められるものではありません。

(山田委員)

ありがとうございます。

(岡崎会長)

ときどき、広告塔自体はあるのだけれども、そこを白い部分として、面積だけを小さくしたりしている例がありますよね。それが多分、新しい基準に適用するために何かやっているのかなと。ちょっとよく分からないですけれども。その辺は、はい。

あと、少し気になったのですが、28 ページのところで、地上からの高さ 10 メートル以下の部分は今回、新しいわけでは。これは特別、これは信濃川本川の話ですか。今回の古町花街ではなくて。

(事務局)

はい。表現の見直しという中で、すみません、少し分かりにくいスライドの資料になっているかなと思います。あくまで、これは例示としては信濃川の基準を明示しておりますけれども、信濃川の一つの例示として、屋上広告については、今、高さ 10 メートル以下とするという基準になっております。現状、この別表第 1 の 15 メートル以下、かつというところにこの基準を加えるということで、この基準、高さ 15 メートル以下という表現と、高さ 10 メートル以下という二つの基準がある中で、この 10 メートルという基準が加わっておりますので、要は、10 メートル以下になっていますということになっています、厳しい基準を取っていますので。この二つの基準が満たされるものということになります。なので、この二つを見比べないと、今は信濃川の基準の全容が分からないというような表現になっている

というところを、今回はあくまでも表現の修正ということになりますけれども、それを一つの表にしてしまうと、赤字で書いてある 10 メートル以下にしてくださいというのが、この表を見ていただければ分かるということになりますので、そのような表現の修正になります。

(岡崎会長)

分かりました。信濃川本川のところもすでに屋上広告は 10 メートル以下になっているということですね。それで、古町も同じですか。

(事務局)

古町花街については、今回、資料 2 でお示ししている規格基準ということなのですが、かなり細分化されている基準になっておりまして、これを今の既存の別表第 1 と見比べてくださいというような表現の形式にしてしまいますと、多分、今、実際に見ていただいて、信濃川の基準だけでも皆さん混同される部分があったかなというようにお見受けされますけれども、かなり複雑な表現になってくると。今の資料 2 の表現ではなく、別表第 1 と見比べるという表現になってくると、また少し表現が変わる可能性があると思いますけれども、その中で、多分、皆さんは混同されるおそれがあるというところがありますので、今回、これだけ細かい規格を定めるに当たっては、まとめてほかのエリアも含めて修正するという。

(岡崎会長)

まとめるという表現の方法の件は分かったのですが、規制の内容なのですが、屋上広告、地上から 10 メートル以下という部分は、古町も特別区域も同じでしたかという質問です。

(事務局)

古町花街については、資料 2 で、新道ゾーンについては屋上広告を禁止しております。

(岡崎会長)

何ページですか。探しているのですが、見つけられない。

(事務局)

新道ゾーンについては 13 ページになります。こちらの表示又は設置禁止というところですね。

(岡崎会長)

表示又は設置禁止ですね。その(6)。分かりました。それで西堀は。

(事務局)

東堀・西堀・古町通ゾーンについては、16 ページ、17 ページのところに記載がありますけれども、屋上広告という規格がございまして、これは今の別表第 1 と同じ基準になっているという考え方にしております。

(岡崎会長)

すみません、見つけれないのですけれども。

(事務局)

15 メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さまでの3分の2という基準になっています。

(岡崎会長)

そうすると、これは信濃川本川とは違うということですか。

(事務局)

そうです。今の別表第1に合わせているという考え方をしています。

(岡崎会長)

分かりました。

(橋本委員)

景観アドバイザーを少しやっていて、いろいろな、厳しくしたのは特別区域のエリアですよ、信濃川の。新たに厳しくした特別区域というところで10メートル以下にしたということで、新潟市全域にかかっているのは別表のほうでしょうか。

(事務局)

そうです。すみません。その辺りの説明が、多分、全体的に分かりにくかったかなと思うので。

(橋本委員)

新潟市全体でかかっている基準があるのです。それと、特別区域は特別区域ならではの基準があつて。

(山田委員)

信濃川の赤いラインがあるというのは。

(橋本委員)

そうです。その赤いラインの中のエリアも違うのです。重点地域というのが変わってきていて。

(山田委員)

ほぼほぼ全部、高さが10メートル以上あるでしょうというビルがたくさん並んでいるので。

(橋本委員)

だから、基本的に、この定義を出したのは屋外広告物をつけないようにという指導も含められていると思うのです。

(事務局)

まちづくり推進課です。最初にご質問ありました信濃川部分につきましては、繰り返しになりますけれども、令和6年4月からすでに施行しております。それで、これにつきましては、ビルはもちろん川沿いで高い、建物の高さ自体も50メートル以下に制限しているところでもありますけれども、基本的に、高いビルがあるのを承知していますが、開放的な信濃川の景観あるいは萬代橋周辺の景観をもっとよくしようという趣旨で、標準的には48メートル以下というものを令和6年から、そのエリアだけ制限したということになります。今日は、このスライドの27、28ページというのは、景観計画の中に表を加えるという。一応、杓子定規に言いますと、景観計画を変えることになるので、皆様にご説明させていただいたという趣旨になります。ルールとしては、基本的に、信濃川につきましては、資料に旧小澤家住宅の区域ですとか、旧齋藤家別邸の特別区域の基準も表形式に、少し加えますということで書いてありますけれども、基本的にルールを変えるというものではないということでございます。

(橋本委員)

あと、看板の表示は、基準外になっている古い看板に違う店舗名の看板を張ることはできなくなるのですか。看板自体は機能させていいのか、銘柄を変えたときは、もうそれはやめてねという感じになるのでしょうか。

(事務局)

事務局の塩谷です。先ほど説明したとおりですけれども、表示内容の変更、いわゆる看板のシートを貼り替えるといったものです。

(橋本委員)

オーナーが変わってもいいわけですか。

(事務局)

はい。盤面のシートを変える、表示内容を変えるだけであれば、今、広告物条例上は軽微な変更ということになりますので、変更申請までは不要ということになります。要は、大きさを変えたりですとか改造を加えたりといったものが変更申請の対象になってくるということです。

(山田委員)

貸し物件の場合は、オーナーが変わりますよね。借り手が変わると、要は、何とか商店だったのが何とかスーパーみたいになるようなもので、それは、違うオーナーでも軽微な変更でいいのですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。管理者の変更は、看板の表示の内容とはまた別の話になってくるかと思いますが、管理者が変更すれば管理者の変更の届出等、また別の手続きが必要になる場合がありますけれども、あくまでも表示内容が変わるかどうかというところ、あとは、看板としての改造行為があるかどうかというところが、変更申請等が要るかどうかというジャッジになってまいります。あくまで看板が変わったとしても、表示内容の変更というところに限られるようなものであれば、特にシートを貼り替えるとかそういったものであれば、いわゆる軽微変更ということで、変更申請は要らないということになります。

(橋本委員)

その点で少し疑問に思うのですが、新潟市で一度、条例ができるまで大きな看板がありましたよね。そのときは看板として大きく使えていたものが、ある一時、面積が決まって半分しか使えないとなりましたよね。そういうようなルールの適用をスライドしていった方法ではない、適用除外という形で、看板のハードがあり続けるまではずっと看板は続けられるということなののでしょうか。要するに、看板の躯体さえいじらなければ、表示はいくらでも変えていけるのか。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。看板を設置していろいろ所有者なりあるいは表示内容が変わるということがあると思うのですが、基本的には、繰り返しになりますけれども、看板自体の部材、盤面はそのまま表面だけ張り替えて、表示内容が、その店舗が変わっていくということはよくあると思うのですが、その許可が継続している限りは、その形を維持していただくと。ただ、一方で、例えば、お店もいろいろ変わって空き店舗になって広告の許可が切れてしまうというケースもあると思います。そうすると、許可が切れてしまって、新たに出すとなると、例えば、今、委員おっしゃったように、もうルールが変わっているのが新たな許可を出すのであれば、今の基準に合わせるようにというところの取り扱いが、少し出てくるケースはあるかなと思います。

(橋本委員)

そのときに少し心配なのは、空っぽの看板も景観上はよくないですよ。盤面だけ残って白くなってしまっているのがある。撤去まで持っていけばすっきりするのだけれども、そこら辺の扱いはやはり難しいところだなと、私自身は少し感じています。

(岡崎会長)

分かりました。許可が切れていたりすることと絡んでいるのですね。理解しました。

それで、すみません、若干、古町と関係ない看板の話になったのですが、それはそれで理解できたということで、古町に戻るのですが、信濃川本川エリアは屋外広告物の絶対

高さといいますか、設置位置の地盤面からの高さが 10 メートルということですよ。それで、古町は 15 メートル。だから、古町のほうが緩いということになりますか。何となくそこが若干気になったのですけれども、どうして緩くしたのかというか、逆に信濃川のほうを厳しくしたからですか。全体が 15 メートルだったのを、ちょっと経緯を忘れてしまったのですけれども、ここで審議した内容ではあるわけなのですから、信濃川を 10 メートルにして古町が 15 メートルになっている理由といいますか何といいますか、経緯といいますかはどうなりますでしょうか。

(事務局)

事務局の塩谷です。基準の設定の考え方としては、新道以外のゾーンについては、いわゆる全市共通の別表第 1 という基準に合わせる形の考え方になっているところから、信濃川は一部そこから厳しくしているルールがございますので、そこと見比べると差が見えてくるということになりますけれども、あくまで設定の考え方としては、この別表第 1 に準じる考え方にさせていただいているのが東堀・西堀・古町通という考え方にさせていただいております。

(岡崎会長)

経緯は分かりました。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。補足なのですから、ここの 27 ページの屋上広告の高さ 15 メートルというのと、多分、28 ページの赤で地上からの高さ 10 メートル以下というのは少し意味が違いまして、青の高さ 15 メートル以下というのは看板自体の高さのことを言っています。地上からの高さを書いていませんので、かなり細かい読み込みなのですから、そのような違いがあります。会長は、15 メートルと 10 メートルで違うということをおっしゃっていましたが、そもそも基準の意味が違う。

(岡崎会長)

そうなのですから、高さ 15 メートルもあるのですけれども、地上からの高さ 10 メートルもありますよね。どちらかというとそちらの話です。看板自体の高さ 15 メートルは分かるのですけれども、地上からの高さ 10 メートルと信濃川本川は書いてありますよね。それで、古町は地上からの高さが 15 メートルですか。という話です。

(事務局)

東堀・西堀・古町通ゾーンにつきましては、次の 2 の 17 ページになりますけれども、屋上広告の高さということで、看板自体の高さは 15 メートル以下です。それから、地上から

の設置高さについては建物の3分の2以下かつ地上からの高さ 48 メートル以下ということになります。これはほかの区域と、いわゆる景観計画では一般区域と同じ基準になります。

(岡崎会長)

ということは、東堀・西堀・古町通ゾーンは、広告物の高さ自体の規定はあるけれども、地上面からの高さの規定が、絶対数値はなくて、広告物等を設置する。

(事務局)

絶対数値としては 48 メートルです。

(岡崎会長)

48 メートルしかないということですか。

(事務局)

はい。

(岡崎会長)

分かりました。ちょっとそれでいいのかというのが、若干疑問はありましたけれども、少しご検討いただければと思います。現状を含めて。そもそも今、ないような気がするのですけれども、ほとんど。屋上広告物が少しはあるか。

(事務局)

ホテルなどがあります。

(岡崎会長)

ありますか。少しご検討いただければと思います。

すみません、もう一つだけ。暖簾のことなのですけれども、暖簾の色彩の話がありまして、資料1でいくと何ページでしたか。

(事務局)

23 ページになります。

(岡崎会長)

23 ページのところで、彩度 11 以下、有彩色 1 色までなのですが、これは彩度 11 以下で、例えば、ピンク色みたいなものは大丈夫ですかという質問です。

(事務局)

彩度 11 以下であれば、今は使用可能となっております。

(岡崎会長)

いわゆるピンクみたいなやつは、彩度的にはどうなりますか。

(事務局)

多分、14 くらいとかになってくると思います、ショッキングピンクみたいなものは。

(岡崎会長)

では、11 で規定しておけば、極端な色は避けられるというように理解してよろしいでしょうか。今、11 の、増子委員、そこら辺で11だと極端なピンクのような。

(事務局)

今の資料で分かるものが少ないので、資料1の10 ページでいきますと、これはピンクではなくオレンジ系の色彩になりますけれども、ここの10と12という記載がございまして、ここの間のラインということになって、一番彩度が高い、いわゆるビビッドの色については使えないと。

(岡崎会長)

そこはご検討いただいて、大丈夫ということであればけっこうです。

(寺尾委員)

寺尾です。今回、高さ制限が変わったと思うのですが、前回の高さ制限だと、建築基準法よりやや厳しいような形だったのですが、結局、今回は、高さが30、40とあるのはともかくとして、それ以外は基本的に建築基準法で判断していくことになるということとでいいのですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。おっしゃるとおりといいますか、絶対値として、9番町側30メートル、8番町側40メートルという部分が、景観法上の義務のラインとしてございまして、それ以外というと、新道ゾーンは2階建てに努めるという努力義務規定ということになります。

(寺尾委員)

それは努力義務であるとはいえ、一つの基準として、高さ制限とかそういうものについては建築基準法を基準でやっていて、それプラスアルファでされているというのは、これは多分、建築基準法の範囲内だと思うのですが、それで2階、3階は少しひっこめるというのは、これも確かに1階2階が奥まっても、多分、3階は引っ込めさせるのですよね、恐らく、多分、そうですね。そういう意味で言うと、建築基準法よりもややその部分は厳しくなるということが出てくるということくらいがプラスアルファの制限ということで理解していいということですね。

(事務局)

はい。おっしゃるとおりです。

(小川委員)

建築家協会の小川です。

今のお話ですと、新道の真ん中辺りはみんな道路斜線で引っかかるので、2階建てにほぼなるでしょうということで、多分、入口のところですよ。入口のところは新道に面しているわけだから、できたら2階にしてよねというのがお考えだと思います。それは個別にお願いしていくということから、そこは道路斜線ではなくて、今回の努力義務でお願いしているという状況ですよ。

(事務局)

はい。

(小川委員)

分かりました。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

大体予定の時間になっておりますけれども、言い忘れたことはないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろとご意見ありがとうございました。以上のいろいろな意見を踏まえて、事務局でご検討いただいて修正していただいたうえで、パブリックコメントでまた市民のご意見をいただくというように進めてよろしいでしょうか。最終的には、またパブリックコメントの結果も踏まえて、最終的な承認を得るのが、この審議会後ということになりまして、これが大体いつくらい感じでしょうか。今年度末くらいのイメージですか。

(事務局)

事務局の塩谷です。次回、最終的に諮問させていただく景観審議会については、現時点では今年度中に開催させていただきたいと考えております。

(岡崎会長)

ということになりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ほかになければ事務局にお返しいたします。あと、パブコメに入る際は、一応、委員の皆様には連絡をお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。皆様からご意見いただきまして、大変ありがとうございます。本日のご意見を踏まえまして、必要事項を修正のうえ、パブリックコメントの手続きに入りまして、広く市民の皆様からご意見を伺う方向で調整していきたいと考えております。

本日は、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

以上で、第37回新潟市景観審議会を閉会といたします。本日は、どうもありがとうございました。